

令和 7 年 8 月

保険医療機関（病院） 開設者 様

九州厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準の届出を行った保険医療機関は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日付保医発 0 3 0 5 第 5 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日付保医発 0 3 0 5 第 6 号）に基づき、毎年 8 月 1 日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされているところです。

つきましては、8 月 1 日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により 貴院で自己点検を行い、その結果を別添 1 によりご提出ください。

また、通知により施設基準ごとに定められている報告等については、別添 1 の「総括表」及び「報告様式」にそれぞれ必要事項をご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 施設基準の確認手順等について

（1）施設基準の要件の確認

- ① 8 月 1 日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか 自己点検してください。

なお、点検にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」（※ 1）も要件確認の参考としてください。

- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、九州厚生局のホームページ(※ 2)をご参照ください。

（2）施設基準の要件を確認した結果

- ① 自己点検の結果、すべて要件を満たしている場合は、別添 1 の「ア」に☑をして、ご提出ください。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添 1 の「イ」に☑をして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名をご記入の上、施設基準の「辞退届」(※ 3) と併せてご提出ください。

(3) 提出期限

令和7年9月1日(月)までにご提出ください。(郵送必着)

九州厚生局公式ホームページ (<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)

※1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」

[施設基準の届出状況等の報告\(定例報告\)](#) > [病院\(医科\)の報告書一覧](#) > [【参考】「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて\(施設基準関係抜粋\)」等](#)

※2 届け出ている施設基準の確認

[知りたい分野から探す](#) > [保険医療機関、保険医等](#) > [保険医療機関等の情報を知りたい方へ](#) > [保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所の管内指定状況及び届出受理状況について](#) > [「届出受理医療機関名簿\(全体版\)」](#)

※3 辞退届のダウンロード

[知りたい分野から探す](#) > [保険医療機関、保険医等](#) > [保険医療機関・保険薬局の方へ](#) > [届出様式等](#) > [令和6年度診療報酬改定に係る施設基準の届出等](#) > [「施設基準に係る辞退届」](#)

2 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で自己点検してください。

なお、要件を満たしていない場合は診療報酬を算定できませんのでご留意ください。

(届出が不要となっている施設基準の例)

※ 届出が不要となっている施設基準のみ要件を満たさない場合、上記1(2)②の報告は、別添1の「ア」に○をして提出してください。

- | | |
|--------------------|--|
| ・医療情報取得加算 | ・在宅時医学総合管理料の注8 |
| ・臨床研修病院入院診療加算 | ・施設入居時等医学総合管理料の注5 |
| ・妊娠婦緊急搬送入院加算 | ・一般名処方加算 |
| ・重症皮膚潰瘍管理加算 | ・耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 |
| ・強度行動障害入院医療管理加算 | ・経皮的冠動脈形成術 |
| ・がん拠点病院加算 | ・経皮的冠動脈ステント留置術 |
| ・高度難聴指導管理料 | ・内視鏡的小腸ポリープ切除術 |
| ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 | ・腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの) |
| ・小児抗菌薬適正使用支援加算 | ・膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの) |
| ・夜間休日救急搬送医学管理料 | |
| ・がん治療連携管理料 | |
| ・遠隔連携診療料 | |
| ・認知症専門診断管理料 | |

・連携強化診療情報提供料

・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則
の 5 及び 6 （歯科点数表第 2 章第 9 部
手術の通則 4 を含む。）に掲げる手術

【お問い合わせ・提出先】

九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）